

〔別表A〕

**特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／
特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス**

〔1の項〕

輸出令別表第1項番	仕向地	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
輸出令別表第1の1の項(1)に掲げる貨物であって、以下のいずれかに該当するもの (イ) 空気銃、散弾銃、ライフル銃又は火縄式銃砲であって、スポーツ用又は狩猟用のもの (ロ) 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃 (ハ) (イ)に掲げるものに用いる銃砲弾 (ニ) (イ)及び(ロ)に掲げるものの付属品(暗視機能を有する装置を除く。) (ホ) (イ)から(ニ)までに掲げるものの部分品		特定	-	-	特定
輸出令別表第1の1の項(2)に掲げる貨物であって、産業用の発破器		特定	-	-	特定
輸出令別表第1の1の項(3)に掲げる貨物のうち、産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品		特定	-	-	特定
輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げるものであって、上記を除くもの		-	-	-	-

〔2の項〕

輸出令別表第1項番	仕向地	い地域①	い地域②	ろ地域 (ち地域を除く)	ち地域	り地域
輸出令別表第1の2の項(1)、(2)、(4)又は(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第1号、第2号、第4号又は第5号(第4号ロに該当するものを除く)に該当するものを除く		-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品として使用されるものに限る。)のうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のもの		特別一般 一般	特別一般	特定	-	特別一般
輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第4号ロに該当するもの		特別一般 一般	特別一般	特定	-	特別一般
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、核燃料物質の成型加工用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの		-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、リチウムの同位元素の分離用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの		特別一般 一般	特別一般	特定	-	特別一般
輸出令別表第1の2の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第7号に該当するもの		-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第8号イに該当するもの		-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		特別一般 一般	特別一般	特定	-	特別一般
輸出令別表第1の2の項(9)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第9号に該当するもの		特別一般 一般	特別一般	特定	-	特別一般
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号イに該当するもの		-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		特別一般 一般	特別一般	特定	-	特別一般
輸出令別表第1の2の項(10の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号の2又は第10号の3に該当するもの		-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(11)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第11号に該当するもの		特別一般 一般	特別一般	特定	-	特別一般

輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第14号又は第17号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の2の項(13)又は(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第18号又は第19号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第6号に該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の2の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第21号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号に該当するもの	—	—	—	—	—
輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号又は第15号ハ若しくはニに該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の2の項(17)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の2の項(18)～(38)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第23号～第43号までのいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号イ、ロ若しくはホ、第4号又は第8号イに該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の2の項(40)～(52)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第45号～第62号までのいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—	特別一般

[3の項]

輸出令別表第1項番	仕 向 地	仕 向 地					
		い地域①	は地域①	は地域② (ち地域② を除く)	に地域② (ち地域② を除く)	ち地域	り地域
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号へに該当するものであって、輸出申告の際の数量が、20キログラム超のもの		特別一般 一般	特定	特定	特定	—	—
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号に該当するものうち、上記を除くものであって、輸出申告の際の数量がそれぞれの物質につき20キログラム超のもの		特別一般 一般	特定	特定	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号へに該当するものであって、輸出申告の際の数量が、20キログラム以下のもの		特別一般 一般	特別一般	特別一般	特別一般	—	—
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号に該当するものうち、上記を除くものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム以下のもの		特別一般 一般	特別一般	特別一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第3号イからホまでのいずれかに該当するもの		—	—	—	—	—	—
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号イ若しくはロ又は第3号へからタまでのいずれかに該当するものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム超のもの		特別一般 一般	特定	特定	—	—	特別一般
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号イ若しくはロ又は第3号へからタまでのいずれかに該当するものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム以下のもの		特別一般 一般	特別一般	特別一般	—	—	特別一般
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号ハに該当するものであって、輸出申告の際の数量が1キログラム超のもの		特別一般 一般	特定	特定	—	—	特別一般
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号ハに該当するものであって、輸出申告の際の数量が1キログラム以下のもの		特別一般 一般	特別一般	特別一般	—	—	特別一般
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号ニからトまでのいずれか若しくは第3号レからヤまでのいずれかに該当するものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム超のもの		特別一般 一般	特定	特定	—	—	特別一般
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号ニからトまでのいずれか若しくは第3号レからヤまでのいずれかに該当するものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム以下のもの		特別一般 一般	特別一般	特別一般	—	—	特別一般

輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号、第40号に該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の3の項(2)に掲げる貨物であって、1～6、8、10、11に掲げるもの	特別一般 一般	特別一般	特定	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の3の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第3項に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	特定	—	特別一般

[3の2の項]

輸出令別表第1項番	仕向地	い地域①	は地域①	は地域② (ち地域を 除く)	に地域② (ち地域を 除く)	ち地域	り地域
輸出令別表第1の3の2の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条の2第1項に該当するもの		—	—	—	—	—	—
輸出令別表第1の3の2の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条の2第2項に該当するもの		特別一般 一般	特別一般	特定	特定	—	特別一般

[4の項]

輸出令別表第1項番	仕向地	い地域①	ほ地域	へ地域 (ち地域を 除く)	ち地域	り地域
輸出令別表第1の4の項(1)、(1)の2、(2)又は(3)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第1号、第1号の2、第1号の3又は第2号に該当するもの		—	—	—	—	—
輸出令別表第1の4の項(3)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第11号に該当するもの		—	—	—	—	—
輸出令別表第1の4の項(3)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		特別一般 一般	特別一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第11号に該当するもの		特別一般 一般	特定	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項(4)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		特別一般 一般	特別一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項(5)～(12)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第6号～第13号までのいずれかに該当するもの		特別一般 一般	特別一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項(13)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第19号に該当するもの		特別一般 一般	特定	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項(13)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		特別一般 一般	特別一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第15号に該当するもの		特別一般 一般	特別一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項(15)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号に該当するもの		—	—	—	—	—
輸出令別表第1の4の項(15)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号、第12号ハ若しくはニ又は第15号ハ若しくはニに該当するもの		特別一般 一般	特定	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項(15)2又は4に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第4号又は22号に該当するもの		特別一般 一般	特定	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項(15)2又は4に掲げる貨物であって、上記を除くもの		特別一般 一般	特別一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		特別一般 一般	特別一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第17号の3ロ又はハに該当するもの		特別一般 一般	特定	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		特別一般 一般	特別一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項(17)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第18号、第18号の2又は第18号の3に該当するもの		特別一般 一般	特別一般	特定	—	特別一般

輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号に該当するもの	—	—	—	—
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号ニ、チ又はルに該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	—
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(18の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第19号の2に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(19)又は(20)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第20号、第20号の2又は第21号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号に該当するもの	—	—	—	—
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号ニ、チ又はルに該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	—
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第1号ロに該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	—
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3号ロに該当するもの	特別一般 一般	—	—	—
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(23)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第24号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第21号又は第42号に該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	—
輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(24の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第25号の2に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第2号に該当するもの	—	—	—	—
輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(26)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第24号又は第27号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—

[5の項]

輸出令別表第1項番	仕 向 地			
	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
輸出令別表第1の5の項(1)、(3)～(8)まで又は(10)～(13)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第1号～12号のいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の5の項(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第12号ハ又はニに該当するもの	特別一般 一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の5の項(14)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の5の項(15)又は(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第12号又は第13号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第14号ロに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—	—
輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の5の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号又は第15号ハ若しくはニに該当するもの	特別一般 一般	特定	—	特別一般

輸出令別表第1の5の項(18)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の5の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第16号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—	特別一般

[6の項]

輸出令別表第1項番	仕向地	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
輸出令別表第1の6の項(1)～(9)に掲げる貨物であって、貨物等省令第5条第1号～第11号までのいずれかに該当するもの		特別一般 一般	特別一般	—	特別一般

[7の項]

輸出令別表第1項番	仕向地	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
輸出令別表第1の7の項(1)又は(3)～(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第1号又は第3号～第15号までのいずれかに該当するもの		特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第2号ハ(1)5若しくは6若しくは(2)3若しくはニ(1)5若しくは6若しくは(2)3若しくは4に該当するもの		特別一般 一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第2号に該当するものうち、上記を除くもの(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限り。)		特別一般 一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の7の項(15)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第16号ロに該当するもの		特別一般 一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の7の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の7の項(15)の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第16号の2)に該当するもの		特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号イ、ロ、ホ、へ又はヌのいずれかに該当するもの		特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の7の項(17)、(17の2)、(20)又は(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号ト、チ若しくはリ、第17号の2、第20号又は第21号のいずれかに該当するもの		特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の7の項(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第18号に該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)又は第22号～第24号までのいずれかに該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)		特別一般 一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の7の項(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第19号に該当するもの		特別一般 一般	特別一般	—	特定

[8の項]

輸出令別表第1項番	仕向地	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第1号ロに該当するもの		特別一般 一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第3号ロ又はハに該当するもの		特別一般 一般	—	—	特別一般
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、上記を除くもの		特別一般 一般	特別一般	—	特別一般

[9の項]

輸出令別表第1項番	仕向地	い地域①	と地域②	ち地域	り地域

輸出令別表第1の9の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第2号イ(二)に該当するもの	特別一般 一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の9の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の9の項(2)、(3)、(5)、(5の2)、(5の3)、(5の4)又は(5の5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第1号、第4号、第5号、第5号の2、第5号の3、第5号の4又は第5号の5のいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の9の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第6号に該当するもの	特別一般 一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の9の項(6)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	—	特別一般

[10の項]

輸出令別表第1項番	仕 向 地			
	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
輸出令別表第1の10の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第1号イ(二)若しくは(六)又はロ(三)に該当するもの	特別一般 一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の10の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の10の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号イ、ロ若しくはホ、第4号又は第5号イに該当するもの	特別一般 一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の10の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の10の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第7号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の10の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第8号イ(一)1、(二)1又は(三)に該当するもの	特別一般 一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の10の項(4)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の10の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号イに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の10の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号ハに該当するもの	特別一般 一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の10の項(6)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の10の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号ニに該当するもの	特別一般 一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の10の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9号の3に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の10の項(7の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号の2に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の10の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第10号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の10の項(8の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第10号の2に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の10の項(9)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第11号イ、ロ、ヲ又はワに該当するもの	特別一般 一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の10の項(9)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の10の項(9の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第11号の2イに該当するもの	特別一般 一般	特定	—	特別一般

輸出令別表第1の10の項(9の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第11号の2ロに該当するもの	特別一般一般	特別一般	－	特別一般
輸出令別表第1の10の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第12号に該当するもの	特別一般一般	特別一般	－	特別一般
輸出令別表第1の10の項(11)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号ニ、チ又はルに該当するもの	特別一般一般	特定	－	特別一般
輸出令別表第1の10の項(11)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	－	特別一般
輸出令別表第1の10の項(11の2)～(13)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号の2～第15号に該当するもの	特別一般一般	特別一般	－	特別一般
輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第16号イ又はロに該当するもの	特別一般一般	特定	－	特別一般
輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	－	特別一般

[11の項]

輸出令別表第1項番	仕向地	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
輸出令別表第1の11の項(1)～(5)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第1号～第9号までのいずれかに該当するもの		特別一般一般	特別一般	－	特別一般

[12の項]

輸出令別表第1項番	仕向地	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
輸出令別表第1の12の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第1号の2に該当するもの		特別一般一般	特定	－	特別一般
輸出令別表第1の12の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		特別一般一般	特別一般	－	特別一般
輸出令別表第1の12の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第4号ロ又は第10号へ若しくはトに該当するもの		特別一般一般	特定	－	特別一般
輸出令別表第1の12の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		特別一般一般	特別一般	－	特別一般
輸出令別表第1の12の項(3)又は(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第2号又は第5号に該当するもの		特別一般一般	特別一般	－	特別一般
輸出令別表第1の12の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第6号に該当するもの		特別一般一般	特定	－	特別一般
輸出令別表第1の12の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第8号に該当するもの		特別一般一般	特定	－	特別一般
輸出令別表第1の12の項(7)～(10)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第11号～第14号までのいずれかに該当するもの		特別一般一般	特別一般	－	特別一般

[13の項]

輸出令別表第1項番	仕向地	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
輸出令別表第1の13の項(1)から(5)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第1号から第20号までのいずれか(第11号を除く。)に該当するもの		特別一般一般	特別一般	－	特別一般
輸出令別表第1の13の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第11号に該当するもの		特別一般一般	特定	－	特別一般

[14の項]

輸出令別表第1項番	仕向地	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第13条に該当するもの		特別一般一般	特定	－	特別一般

[15の項]

輸出令別表第1項番	仕 向 地	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
輸出令別表第1の15の項(1)～(10)までに掲げる貨物であつて、貨物等省令第14条第1号～第11号までのいずれかに該当するもの		—	—	—	—